

## 国における「新しい公共」の推進に係る取り組みについて

## 1 「新しい公共」円卓会議の開催

「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論

## \* 「新しい公共」宣言 (22.6.4)

(関係部分を抜粋) 「新しい公共」の基盤を支える制度整備について

- ・ 税額控除の導入や認定NPOの認定基準の緩和、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革
- ・ 依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託等についての新しい仕組みを創設

等を政府に進言

## 2 「新しい公共」推進会議の開催

官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討

## \* 「政府の取組に対する提案」 (22.11.12)

- ・ 寄附税制見直しの早期実現
- ・ 担い手の自立支援、参画促進などを進めるための規制・制度改革

## 3 提案に対する政府の対応 (23.1.25)

## (1) 23年度税制改正大綱 (22.12.16)

## ①個人住民税の寄附金税額控除下限額の引き下げ

- ・ 住民税減税額：控除下限額を5千円から2千円に。

## ②県市で条例においてNPO法人を指定した場合、NPO法人に対する寄附について、住民税減税：控除下限額(2千円)の適用が可能

## (2) 内閣府による「新しい公共支援事業」(平成22年度補正予算にて事業化)

## 〔事業概要〕

国からの交付金により県に基金を設置し、基金を原資として、NPO等の自立的活動を支援するもので、NPO等と県・市町村が実施主体となり協働により地域の諸課題解決に向けた先進的な取組等を対象とする。